

## 子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間事業 企画提案募集要領

この要領は、愛知県が「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間事業」を委託するにあたり、その手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務の趣旨

「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間」である 11 月にイベントを開催し、できることから子育てを応援する取組を始めることを呼びかけることで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、子育てにあたたかい愛知を実現することを目的とする。

### 2 業務の内容

別添「令和 6 年度子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間事業委託業務仕様書」のとおり。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 11 月 29 日まで

### 4 委託金額

委託金額は、800,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

### 5 契約の方法

事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。

手順は次のとおり。

- (1) 県（子育て支援課）が事業企画提案書を公募する。
- (2) 県が設置する選考委員会において、提出された事業企画提案書を基に書面審査を行い、本事業の実施に最も適切な企画案を選定する。
- (3) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

### 6 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

### 7 応募者の資格、条件

以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 愛知県における物品の製造等に係る令和6・7年度愛知県競争入札参加資格者名簿「(大分類) 03. 役務の提供等」のうち、「(中分類) 03. 映画等製作・広告・催事」(但し、希望順位が1のものに限る)の(小分類)「03. 催事- (細分類) 01. イベント企画」に登録されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。
- (8) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ業者であること。

## 8 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
  - ア 配布期間  
令和6年7月12日(金)から7月31日(水)まで  
(閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで)
  - イ 配布場所及び受付場所  
愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ  
電話番号: 052-954-6106 (ダイヤルイン)
  - ウ 配布方法  
上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。
  - エ 受付期間  
令和6年7月22日(月)から7月31日(水)まで  
(閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで)
  - オ 提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は、令和6年7月31日(水)までに必着とする。)
- (2) 提出書類
  - ア 応募申込書兼資格確認書(様式1)
  - イ 企画提案書(任意様式)
  - ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式2)
  - エ 経費見積書(税込金額の総額及び内訳がわかるもの※)  
※会場使用料は無料であるため、計上しないこと。

### 【提出部数】

7部（正本1部、副本6部※）

※副本には、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

#### (3) 事業企画提案書の返却

提出のあった事業企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、事業企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

#### (4) 情報公開について

提出のあった事業企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された事業企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった事業企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

#### (5) その他

ア 1団体が提出できる事業企画提案は、1提案とする。

イ 事業企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

エ 選定された事業企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

## 9 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

### (1) 質問

質問は「質問書（様式3）」によるものとする。

#### ア 受付期間

令和6年7月12日（金）から令和6年7月19日（金）午後5時まで

#### イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名は「はぐみんデースタート式業務の質問書（事業者名）」とする。

### (2) 回答

回答は、令和6年7月22日（月）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

### (3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

## 10 提案の審査方法及び基準

### (1) 審査方法

審査においては、以下の項目等について書面審査で評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査内容
企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「はぐみんデー普及推進強化月間」や「募集要領」の趣旨・内容がよく理解され、企画に反映されているか。</li> <li>○ 「はぐみんデー」の趣旨がよく伝わり、県民への周知が期待できるか。</li> <li>○ アイデアに富み、高いPR効果が期待できるか。</li> <li>○ 会場に見合った内容となっているか。</li> </ul>
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画内容に対し実施可能な運営体制が整っているか。</li> </ul>
社会的価値の実現に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境に配慮した事業活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。</li> <li>・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。</li> </ul> </li> <li>○ 障害者への就業支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点对象とする)</li> <li>・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用を行っているか。</li> <li>・ 障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。</li> </ul> </li> <li>○ 男女共同参画社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。</li> <li>・ 女性の活躍促進宣言を提出しているか。</li> <li>・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けているか。</li> </ul> </li> <li>○ 仕事と生活の調和 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録を受けているか。</li> <li>・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。</li> <li>・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。</li> <li>・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 選考結果の通知

選考結果は、審査終了後に選定された者を含め、全応募者に対して通知する。

(3) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。  
なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

## 11 委託料の支払い方法及び委託契約保証金

- (1) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (2) 委託契約保証金は、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 6 号の規定により全部を免除する。

## 12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| (1) 令和 6 年 7 月 12 日(金)～7 月 31 日(水) | 公募要領配布期間     |
| (2) 令和 6 年 7 月 12 日(金)～7 月 19 日(金) | 質問書提出受付期間    |
| (3) 令和 6 年 7 月 22 日(月)予定           | 質問書に対する回答の掲載 |
| (4) 令和 6 年 7 月 22 日(月)～7 月 31 日(水) | 応募書類提出受付期間   |
| (5) 令和 6 年 8 月 5 日(月)              | 選考開始         |
| (6) 令和 6 年 8 月下旬予定                 | 委託契約締結、事業開始  |
| (7) 令和 6 年 11 月 1 日(金)             | スタート式        |

## 13 その他

下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

### 担当部局

愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県庁西庁舎 3 階)

電話番号 052-954-6106 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp